

【論文】

「新聞社の株式譲渡制限」特例法の成立をめぐって

— 占領後期におけるマスメディアの資本・経営・編集 —

On the formation of the bill concerning restriction of transfer of shares of
company whose object is to issue daily newspapers

村上聖一

MURAKAMI, Seiichi

キーワード: メディア経営; 株式譲渡制限; 商法改正; 占領期メディア史

Received: 2006.8.9 Accepted: 2006.9.24

1. はじめに

戦時体制期から占領期（1940年代前半から1950年代初頭）にかけて、日本のマスメディア（特に新聞）の「資本」「経営」「編集」の関係には大きな揺らぎが生じた。この間の状況をごく単純化して述べると、1940年代よりも前の新聞社において一般的だった「資本」「経営」「編集」の密接な関係が、1942年の「新聞新体制」成立から1945年の敗戦にかけて切り離され、それが占領末期にかけて再び結びついて以前の経営体制に戻っていく過程ととらえることができる。このうち、「経営」と「編集」が従来の関係に復するにあたっての結節点としては、1948年3月の日本新聞協会の編集権声明成立が挙げられ、これについては既に分析を行った¹⁾。そこで、本稿では「資本」と「経営」の関係に対象を絞り、「資本—経営」関係の秩序を形成する上で一定の役割を果たしたと考えられる「新聞社の株式譲渡制限」特例法²⁾の1950年から51年にかけての形成過程を追うことにしたい。

本論に入る前に、議論を見通しやすくするため、新聞社の「資本」「経営」「編集」の関係の変遷について簡単に整理しておく。1942年の「新聞新体制」の完成で株主による経営への関与に制約が課されて国家管理が強まり、敗戦を迎えた1945年には大株主が経営陣から追放されたことで「資本—経営」間に断絶が生じた。さらに、生産管理闘争が行われた読売新聞のように「経営」と「編集」の分離が一時的に達成されるメディアも現れた。このうち「経営—編集」の関係については、労働運動の鎮静化とともに「編集」は「経営」のもとに戻り、その原理は日本新聞協会の編集権声明に明記された。また、「資本—経営」については、占領政策転換の中で、戦前からの株主が復帰への動きを示すとともに、経営側も株主との安定した関係を模索し、そのつながりは密接なものになろうとしていた。

こうして新聞社で旧体制への復帰が進む中で、戦前への回帰を阻むものとして浮上したのが1950年の商法改正だった。この改正で、GHQは財閥支配に見られた日本の会社シス

テムを全面的に変革することを狙い、「資本—経営」の分離を目的とした株式譲渡制限禁止の条項を入れることを要求した。この条項が施行されると、経営側（取締役会）は、株式が第三者の手に渡ることを阻止できなくなり、「経営」による「資本」のコントロールが困難になる。このため、危機感を抱いた新聞経営者はGHQ当局や国会議員への工作を行い、新聞業界のみで株式の譲渡制限が可能になるという特例法が制定されることになった。

本稿の目的は、GHQの一次資料や国会議事録、新聞報道などに拠りつつ株式譲渡制限特例法の形成過程を追い、新聞の経営側を中心にどのような意図のもとにこの特例法が形成され、それが「資本—経営」関係にどのような意味を持つのかを検証していくことである。

2. 戦時体制期から占領初期にかけての「資本」「経営」「編集」

1950年の商法改正、とりわけ株式の譲渡制限禁止がマスメディア（特に新聞）の経営体制にどのような影響をもたらすと予想されたのか、その位置付けを行うために、まず、新聞社の経営組織の変遷について振り返っておきたい。そもそも日本の新聞社の多くが株式会社の形態をとるようになったのは大正期であり、この時期、主要な新聞社は、個人経営や合名会社、合資会社といった形態から組織を改め、増資を行って企業化の徹底を図った。例えば、毎日新聞社は1918年に、朝日新聞社は1919年に合資会社から株式会社へと組織を改めている³⁾。こうした企業化に伴って、一部の新聞社の間では定款に株主の編集への介入を防止する規定を盛り込むことによって、資本と経営の分離を目指す動きも現れた。しかし、創業者一族が株式を支配する多くの新聞社では、大株主が直接経営陣に入ることによって編集への関与を維持し、「資本—経営—編集」の結合は保たれた⁴⁾。

こうした新聞社の経営形態が大きく揺らいだのが、1940年代前半の「新聞新体制」形成期である。これに先立って、「資本」と「経営」の分離を通じて国家による統制を強化しようとするいわゆる革新官僚の主張が大きな影響力を持つようになっており、様々な産業で戦時体制の強化が図られ、新聞についてもいわゆる一県一紙制への移行が進行していた。この動きが頂点に達したのが、全国の新聞を一会社に統合しようとする1941年の政府の「新聞共同会社案」だった。この案は主要な新聞社の強硬な反対によってつぶれたものの、1942年2月には、前年12月に公布された新聞事業令に基づいて、統制団体「日本新聞会」が設立され、統制規定では、新聞社は社内持株制度によることとされた。その目的については、「新聞を営利の対象として之れに投資するものなきよう、且つ営利のために新聞経営が歪められぬように、所謂資本を経営から分離する必要があるからである」と説明され⁵⁾、また、株主の権利についても、統制規定では、「出資者（株主、社員等ヲ含ム）ノ議決権ハ法令ニ従ヒ成ベク最小限度ニ制限スベシ」と一定の制約が課されている。新聞経営を資本から切り離し、国家の管理下に置こうとしたわけである。ただ一方で、朝日新聞の村山長挙や読売新聞の正力松太郎のように、従来の大株主は従来どおり経営陣に加わることによって、所有者としてではなく経営者として新聞の編集に関与することは可能だった⁶⁾。

しかし、こうした「資本—経営」の密接な関係には、1945年の敗戦によって打撃がもたらされた。敗戦後、多くの新聞社では戦争責任の追及とともに旧経営陣排斥の動きが起き、

従来の大株主が経営陣から排除されることによって、たとえ株の大半を持ち続けたとしても新聞の編集への関与が不可能になったのである。例えば、朝日新聞社では、1945年10月、編集部長会が中心になって、社長や重役の退陣を求める運動が起き、社長・会長は社主に退くことで決着した。朝日新聞社では、翌年3月に全従業員の公選によって役員を選ぶ重役公選を初めて実施し、社長を置かずに集団指導制によって会社の経営に当たることが決まった。また、同盟通信社が解散して創設された時事通信社も、政府と大資本から独立して報道の自由を確保する必要があるとして、社員の共同責任・共同出資によって運営を図るという創立趣意書を公表している。こうした動きが最も顕著にあらわれたのが読売新聞であり、1945年10月から12月にかけての第一次読売争議は、新聞の編集を労働者が掌握する生産管理闘争となって現れた。こうした闘争手段が成立した背景には、GHQ側でメディア指導を担当していた民間情報教育局（Civil Information and Education Section: 以下、CIEと表記）が当初編集方針への労働組合の関与を黙認していたという側面がある。この時期の読売新聞は「資本」「経営」「編集」の3つが分離され、それぞれの代表が、「編集」：鈴木東民、「経営」：馬場恒吾、「資本」：正力松太郎という関係が成立した。

ただ、この関係は一時的なもので、第二次読売争議が始まる1946年6月までには変質していくことになる。CIEは、マスメディアにおける労働争議の激化を懸念して、1946年6月にニュージェント（Donald R. Nugent）局長が「新聞の編集方針を決めるのは経営者である」とする声明を出し、「経営」と「編集」の分離を明確に否定した。これ以降、日本のメディア指導で大きな影響力を及ぼすことになるCIEのインボデン（Daniel C. Imboden）新聞課長は、労働争議の過程で、「編集方針の決定権は所有者・経営者にある」と繰り返し、こうした原理は1948年3月の日本新聞協会の編集権声明として結実した。もっとも、CIEとしては、労働組合が編集権を握ることを容認しない考えでは一貫していたが、編集方針を決定する「資本－経営」の関係をどうするかについては明確な方針を持っていなかった。指摘できるのは、インボデンとしては、新興紙や地方紙など多数のメディアがそれぞれに編集権を持ち、言論の多様性が維持される状態を望んでいたということであり、戦前からの株主、あるいは経営者を単に支援しようとしていたわけではなかったということである。

しかし、日本の新聞界では、1946年6月の「ニュージェント声明」、そして1948年3月の「編集権声明」の原理を利用して、まず「経営－編集」の統制が確立され、占領政策の転換とともに、追放されていた従来株主の復帰が可能となる中で、「資本－経営－編集」が密接に結びつく経営体制が再興されつつあった。こうした中で、新聞の経営側としても、株主とどのような関係を取り結んでいくかが課題となっていた。そのさなかに起きた問題が、株式譲渡制限の禁止、すなわち取締役会による株主のコントロールを困難にし、「資本」と「経営」の分離を再び強化する条項を盛り込んだ1950年の商法改正問題だったのである。

3. 「株式譲渡制限は禁止」～商法改正と後手に回る新聞業界

1950年の商法改正は、ドイツ法系の立法としてスタートした商法が、GHQが主体となったアメリカの影響を受けて大幅に改められたもので、その内容は、授権株式制度や取締

役会制度の導入、株主の権利強化など多岐にわたっている。この改正は、明治32年の商法制定以来最大のもので、先行研究も多数あり、GHQの一次資料を利用したものとしては、中東正文による詳細な研究（『商法改正 [昭和25年・26年] GHQ/SCAP 文書』日本立法資料全集本巻91）が存在している。ただ、この改正商法の例外といえる新聞社の株式譲渡制限特例法に焦点をあてたものは見当たらないことから、もっぱらこの特例法の制定の経緯に注目してみていくことにする。

まず全体状況だが、商法改正に向けた作業は、1948年11月、日本の法務庁とGHQ経済科学局（Economic and Scientific Section：以下、ESSと表記）の反トラスト・カルテル課の協議で開始され、(1)書類閲覧権(2)株式の譲渡性(3)議決権(4)新株引受権(5)少数株主の権利および救済(6)外国会社の6点を中心に交渉が行われることになったとみられる⁷⁾。このうち、株式の譲渡性については、従来、定款に盛り込むことで譲渡制限は可能だったが、GHQ側としては、資本と経営の分離を明確にするため、小規模な会社であっても譲渡制限は不可能にする方針だった。この狙いとしては、譲渡制限によって創業者が永続的な影響を会社にもたらす弊害をなくそうとしていた点が1949年6月の覚書で強調されている⁸⁾。商法改正案の法務府（1949年6月に法務庁から改称）原案が完成したのは1949年7月であり⁹⁾、法案はこの年の6月に設置された法制審議会に付され、再びGHQとの協議を経て、12月に最終的な答申が採択された。この要綱修正案では、第七として「定款による株主譲渡の制限及び株券の裏書の禁止を認めないこと」が盛り込まれている。これをもとに作成された法律案は1950年1月27日に閣議決定され、GHQの許可を得るため民政局（Government Section：以下、GSと表記）に送付して了承を得たのち、2月24日に国会に提出された。

商法改正案に対する新聞の経営側からの反応だが、1950年2月に朝日新聞調査研究室の近藤貢が『新聞協会報』で5回にわたって連載を行っている。この中で近藤はイギリスやアメリカの例を引いて、「法制上、一般に英国ではもちろん、米国でも合理的な株式譲渡制限の規定は適法である。特に新聞の公共的使命達成のため独自の伝統と性格の維持を必要として、この規定を設けている新聞社の例は英国に多く見るところである」と指摘している。その上で、「株式譲渡制限禁止に関する一項は法案起草者が経済民主化の美名の下に新聞事業の本質を無視せんとするもの、あるいはこれに対する認識不足を暴露せるものというべきである」として新聞の株式について譲渡制限を禁止するのは適当ではないと主張した¹⁰⁾。しかし、全体として新聞の経営側の関心は薄く、理由は不明だが、この時点では、株式譲渡制限を含む商法改正を自らの問題として捉える動きは起きなかったものと見られ、改正案に反対する記事は近藤の連載以外には1950年前半の『新聞協会報』に見当たらない。

商法改正をめぐる以降の動きだが、株式譲渡については、衆議院で「資本の額が20万円未満の会社については、株式の譲渡制限に関する規定を施行の日から5年間は適用しないものとする」という修正案も模索されたが、ESSとの協議の結果、この案は取り入れられなかった。譲渡制限禁止を延期しようとする修正案については参議院でも協議が行われたが、同様にESSの強い反対によって実現せず、結局、譲渡制限禁止については修正されることなく、改正案は再び衆議院に回付され、1950年5月に可決されて改正商法が成立した。この改正について、『新聞協会報』は、一部の社では株式会社から有限会社や協同組合に組

織を変える必要が出てくるなどと警告はしているものの、改正法成立直後に影響についてコメントしているのは、『新聞協会報』では5月4日の次の記事だけである。

商法の一部（会社法）改正法案は衆参両院で一部修正され第七国会の最終日の二日成立した。同法は明年七月から効力を発生するがこれにより大多数の新聞社が定款変更を余儀なくされまた一部の社は有限会社、協同組合等に組織を変更することも予想されている。専門家筋では譲渡制限の精神をあくまで生かそうとするなら民法上の契約として行う方法が残されているという意見があるが、民法上の契約を結んでも株式を譲渡することはさまたげられず単に契約違反として損害賠償を請求できるだけである。

こうした記事の一方で、新聞社といえども株式会社の形態をとっている以上、一般企業と同様の扱いを受けることは当然であり、会社の透明性を上げ、経理内容についても公開するほうが民主的なあり方だとする意見も現れている。毎日新聞総合技術調査室の大島輝孝は8月28日の『新聞協会報』で、「新聞企業といえども特権的な企業でなく、一般の耳目に代ってニュースを頒布するものであり、民衆の代弁者である以上、通常人の持つ言論の自由以上の権利を持つものではない」と述べている。

これ以降、『新聞協会報』には11月まで改正商法関連の記事はないが、この時期は必ずしも「資本一経営」の関係が安定していたわけではない。1950年前後は、戦後追放された旧経営陣（大株主でもある）が元の地位に復帰しようとしていた時期にあっていた。読売新聞の正力松太郎のケースはその典型で、正力は第一次読売争議の際に社長の座から追われたものの、「持株中、総株式の三十パーセントを超ゆる分は他に適宜処分すること」とする従業員組合との協定覚書にもかかわらず株式をそのまま保有し、復帰の機会を狙っていた。これに対して、武藤三徳ら当時の取締役は、正力の影響力排除のため、持株比率を下げようと1950年2月に増資を計画した。しかし、正力側が資金集めに奔走し増資に応じたことで、この計画は失敗し、当時の経営側の目論見とは反対に正力が実質的に復活することになった¹¹⁾。また、朝日新聞でも、終戦後に社長から退いていた村山長挙が1947年3月の株主総会で経営・編集への発言権拡大を訴えるなど圧力をかけ続け、1951年11月には代表取締役に復帰している¹²⁾。しかし、こうした状況にもかかわらず、資本と経営の関係に変動をもたらす商法改正については、資本側、経営側とも機敏な対応がみられなかった。

4. 二転三転する新聞経営者の方針

株式譲渡制限禁止の条項に対して新聞経営者がようやく危機感を抱き、対策を始めたのは、改正商法成立から半年も経った1950年12月のことだった。ここまで対応が遅れた背景には、この年の7月以降、マスメディア関係者も巻き込んで拡大したレッドページ問題の対応に追われていたことなどが推測できるが、詳細については明らかではない。新聞の経営側としては、対応の遅れはともかく改正商法については何らかの対策が必要ということで、譲渡制限の禁止を阻止しようと商法対策協議会を立ち上げ、国会議員への陳情やGHQ担当部局への接触を開始した。12月7日の『新聞協会報』によると、その経緯は、「朝

日、神戸、時事、世経、中日、日経、日本タイムス、西日本、北海道、北国、毎日、読売の12社が協議会の準備委員となり、全国約120社の新聞社に対し、新聞事業には譲渡制限禁止を強制しないようにする運動を起すことについて協力を求めたところ、約100社から賛成の回答を得た」というものだった。資本・経営・編集の関係でいうと主導権をとったのは、「経営」であり、新聞の経営陣は、譲渡制限禁止でこれまでの株主の構成が変化し、経営方針、さらに新聞の編集方針に影響が及ぶことを懸念していた。同日の『新聞協会報』では、次のように「商法改正に依り新聞事業特異の事情に基づく自衛措置を禁止せられることは由々しい問題」だとして、新聞事業の特異性を強調している。

新聞事業の経営にあたって何よりも排除せねばならぬのは外部異分子の介入に依り編集ならびに経営方針に制ちゅうを受けることでこのため従来多数の新聞社においてそれぞれの事情に基づく制限を行っていた。今回の商法改正に依りこの新聞事業特異の事情に基づく自衛措置を禁止せられることは由々しい問題でこれは新聞事業経営者全体の問題として何等の善後策を講ずる必要があると考えられ、結局実効ある措置としては第二〇四条第一項の規定は新聞事業に対しては適用を強制しない旨の商法に対する特例の単行法を次の通常国会で成立させる以外方法はないであろうと考えられる。

これに対する資本側の対応だが、特に「資本—経営」が一致するオーナー経営型の新聞社の株主にとっては、経営が安定的なものになることから、譲渡制限が継続されること自体が問題になることは少なかったと考えられる。経営側の当初の方針は、譲渡制限禁止を盛り込んだ改正商法204条の規定を適用させないようにするため特例法を作るというもので、この方針に沿って、商法対策協議会では、衆議院議長や、自由党、社会党、民主党の幹部を訪れ、陳情書を提出して協力を要請した。1951年1月11日の『新聞協会報』には、国会で新聞社を対象にした特例法を提出する見通しになったと次のように記載されている。

今後の見通しについて同協議会事務局では次のように語っている。二〇日頃から再び実行運動を開始し、二月中には何とかかためたいと思っている。改正商法の施行法の国会提出は三月中旬になる模様であり、これに間に合せたい。議員提出法案の形で成功すると自信をもっている。新聞の範囲について、一応用紙の割当をうけている一般日刊新聞社とすれば問題はないのではないか。立法上の専門的なことについては協議会としてはさしでがましいことをいわずに新聞社の特殊事情を十分理解した上で国会が単行法を自分でつくるようにしたい。

しかし、新聞社の株式譲渡制限の継続について、国会議員を説得することは容易であっても、商法改正に力を注いできたGHQ当局にこの方針を認めさせることは困難だった。先の記事から約1か月後の2月8日には、一転して、株式譲渡制限を盛り込んだ特例法の制定が困難であるという見通しが『新聞協会報』に掲載される。「商法改正運動前途極めて困難」と見出しがつけられたこの記事では、株式会社のみならず有限会社についても、持分の譲渡制限を禁止すべきであるという意見が「関係筋」から示されたと述べられており、GHQ当局が譲渡制限を認めることに難色を示していたことがわかる。そして、GHQ側の

主張が通れば、「社内株制度や譲渡制限を維持するために、株式会社である中小新聞社が有限会社に組織変更するというこれまで考えられていた便法も意義を失うことになる」と記載されている。株式の譲渡制限をめぐっては、前述のように 1950 年の段階で ESS が強く反対しており、こうした対応は予測できたはずだが、経営側の見通しが甘かったことになる。

こうした情勢を受けて、新聞経営者側は、その場しのぎの手段ではあるが、改正商法の施行を延期する手段が取れないか模索していくことになる。そもそも譲渡制限の禁止をめぐっては、新聞経営者のみならず、経済界全般から、オーナー経営の多い中小企業にまでこの規定を広げるのは行きすぎとの意見が上がっており、商法の施行自体をとりあえず 1951 年 12 月まで延期させようとする考え方が有力になっていた¹³⁾。このため、新聞の経営側でも、経済界の延期要求に便乗し、特例法については同時並行の形で検討する方針になった。2 月 26 日の『新聞協会報』には、「この実施一カ年延長案が成立すれば、現在新聞商法対策協議会で運動中の新聞企業の特殊性に基き、株式譲渡制限禁止の除外例を単行法とすることの必要も一カ年の余裕期間を得ることになる」と記述されている。

もっとも商法改正の 1 年延期案についても、GHQ が承認するかは不透明であり、商法対策協議会が再度、国会議員に陳情を行い、延期要求と同時並行の形で特例法制定に向けた運動を進めていくことになる。衆議院法務委員会も特例法の制定に向けて本腰を入れ始め、押谷富三らによる各地域の代表的な新聞社に対する意見聴取が東京や大阪、名古屋など 6 か所で 3 月から 4 月にかけて行われた¹⁴⁾。これと並行して、法務委員会に所属する国会議員が GHQ との協議を開始したのは、3 月 20 日のことである。この時点では商法改正の施行延期という手段を放棄したわけではなく、特例法の制定と絡めて折衝を行おうとしていた。3 月 22 日の『新聞協会報』には次のように書かれている。

衆院法務委員会では改正商法の施行を一カ年延長することについて、新聞業界をはじめ経団連、日経連、商工会議所等の意見をまとめていたが、大体各方面の賛成意見がまとまったので、これにもとづき二十日関係方面との折衝を開始した。全国新聞商法対策協議会の実行委員は同日衆院法務委員長、各委員および法務専門委員と懇談、新聞企業の実情につき重ねて説明、陳情を行った。なお改正商法施行の一カ年延長案が成立しないことも考えられるので、その場合は当初の運動方針通り新聞事業に関する特例の単行法の制定を強力に運動するため同協議会事務局では準備をすすめている。

GHQ 側との折衝だが、国会議員はとりあえず GS を訪問したが、GS は意見を述べる立場にないとして、商法改正担当の ESS を訪問すべきと示唆したことから¹⁵⁾、協議は ESS 公正取引課（反トラスト・カルテル課の後身）との間で行われた。協議は 3 月 23 日、26 日、29 日の 3 回にわたって行われ、この中で日本側は改正商法の 12 月までの施行延期を訴えた。これに対して ESS 側は 200 か条を超える条文のうち、主な 45 か条を 7 月に施行するならば、残りの施行を 12 月まで延期してもよいとする妥協案を示した。しかし、この 45 か条には新聞経営者側が施行の延期を望んでいた株式譲渡制限の禁止などが含まれていたことから話し合いはつかなかった¹⁶⁾。

一方、こうした動きに対する GHQ 側の見方だが、3 月 31 日、商法延期をめぐり動きの

分析について、GS が ESS あてに文書を送付している。この中で、GS は、「商法改正案は、特に株主の権利と経営者の責任の面で商法を基本的に改革するものだ」と主張した上で、「商法改正案は、高等副官部や ESS、LS (Legal Section) との間で行われた 18 か月間にわたる協議の結果であり、国会審議の過程でも法案の施行期日を変更しようとする試みはなかった」と指摘している。そして、「このような観点からみれば、新商法の施行期日を延期させようとする提案の唯一の理由は、総司令部に協力しようとしないう一部反体制派の要望を反映したものと思われる。よって総司令部は、延期案への許可を差し控えるべきと考える」と結論付けている¹⁷⁾。改正商法施行が近づいたこの時期になって突然延期を求めるのは不自然であり、QHQ への反発を表したものに過ぎないというわけである。

国会議員と GHQ の折衝が不調に終わったのを受けて、新聞経営者側は商法改正案の延期を断念し、再び特例法の制定へと力を注いでいくことになる。4月2日の『新聞協会報』によると、3月29日には議員立法の形で特例法の成案を取りまとめ、直ちに「関係方面」、すなわち GHQ 側との折衝を開始した。改正商法の施行延期については、一応、GHQ 側と交渉はするもののこの時点ではほぼ望み薄であると記述されている。このように方針が二転三転した上で、ようやく特例法制定の方向性が固まり、法案については、「定款によって株式譲渡を禁止・制限できる」という内容にすることで議論を進めることになった。

5. 国会審議で浮かび上がった疑問点

5月17日、衆議院法務委員会は、朝日新聞社常務取締役の神戸岩男、毎日新聞社常務取締役の原為雄、日本経済新聞社常務取締役の福島俊雄、北海道新聞社取締役の的場利貞の4人を参考人として呼び、株式譲渡制限の必要性について意見を聞いた。このなかで、4人の参考人は、アメリカでも新聞社では定款で規定したり信託方式をとったりするなどして譲渡制限が行われている例が多々あるとした上で、編集権を左右の勢力から守るためには、株式の譲渡制限を継続し、資本を一定の株主に固定することが必要だと訴えた。一方で、朝日新聞の神戸は次のように述べ、株主が編集方針の決定権を持つべきとするインボデンの主張に疑問を示し、日本の新聞社では実態として資本と経営が分離していると説明した。

結局経営と資本の分離と申しまして、やはり今われわれがよく指図を受けます GHQ のインボデンさんなんかの言われるように、アメリカではオーナーというものが、その新聞の編集方針を決定するんだ、その意見に反対する編集長はやめるべきだということをしよつちゆう言われるわけです。そこらは相当徹底した考え方であつて、それが完全に行われればもう資本と経営とは、ぴたつと一致しているわけです。これを何らの支障なく分離してやっけて行くことは今の法律では実際は——実際といいますか、りくつとしてはできないのじやないか。ただ実際上は行われていると思います¹⁸⁾。

ここから垣間見られるように、新聞の経営側としては、株式の譲渡自由化によって「資本—経営」が分離して経営側にとって不都合な人物が株主になるのは困るが、一方で、従来の大株主が「資本—経営」の一体関係を理由に経営に介入してくるのも困ると、矛盾し

た主張をしていたわけである。特例法について4人の参考人は制定を強く訴えたものの、必ずしも「資本」が「経営」を支配する関係を望んでいたわけではなかった。

もっとも、こうした事情はありながら、特例法案の制定作業についてはそのまま進められ、5月21日には衆議院法務委員会に内容が示された。株式譲渡制限については、この時点で、「一定の題号を用い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社にあつては、商法第二百四条の規定にかかわらず、株式の譲渡を禁止し、又は制限することができる」という表現となっている¹⁹⁾。しかし、これについてもGHQ側がすんなりと認めたわけではない。協議は翌22日から始まり、衆議院側は、GSのネピア次長やCIEのインボデン新聞課長と折衝したものの、この場では了解を得ることはできなかった。交渉の最中、5月24日には、LS（法務局）が法案についての意見をGSに送っている。このなかで、LSとしては法案には反対しないものの、この法案が商法改正の基本的な改革をむしろ、新聞の支配権をある一定の時点での大株主に固定化させるという点で問題とすべき点があると指摘している。

- a. これまでの見解から、1951年7月1日に施行される商法204条は、株式譲渡が定款の規定によっても制限することができないことを規定している。提出の法案は、この条項への例外を設けることによって、商法改革の基本となるこの条項をむしろ動きの始まりとなるかもしれない。この問題はESSの管轄である。
- b. 商法の上述の規定から新聞を例外とすることは、新聞の支配権を、ある特定の時点で新聞の株式を所有する人の手に固定させることになる。問題は、この危険性が、株式譲渡によって新聞の支配権が「好ましくない」グループの手に移るかもしれないという危険性を上回るかという点である。提出の法案は後者の可能性をなくすことが目的である。この問題はCIEの管轄である²⁰⁾。

こうした見解からは、GHQとして、株式譲渡制限の禁止が商法の骨格にあたる部分であり、この点で妥協してしまえば、日本の会社構造の民主化そのものにも悪影響を及ぼすと見ていたことがわかる。これに対するESSやCIEの回答は明らかではないが、「商法の規定にかかわらず株式譲渡の制限を認めることができる」という一般的な表現については異論を示したものと見られる。こうした協議を経て、法案の譲渡制限をめぐる部分は、「株式の譲受人をその会社の事業に関係のある者であつて取締役会が承認したものに限定することができる」という表現に修正され、5月26日、再び衆議院法務委員会に提出された。

しかし、国会審議の過程でもどうして新聞社だけに特例が認められるのかという疑問が提示されることになる。26日の法務委員会でも、「大衆資本を集めやすいような形の株式会社にしておいて、実際は大衆的な、公開的な資本の基礎の上に立つておらないのであるという、世間をごまかすような組織を認めてやるような形になる」のではないかといった疑義が示されている²¹⁾。これに対して、提案者の押谷富三は、「新聞の伝統を保ち、報道の正確、言論の自由を確保せんといたしますならば、その資本から来る圧迫に警戒をせなければならぬ。そうするとその資本の系統、資本の状況を常に確定した状況に置きたい。これが今日の新聞社のねらっているところであり、要望いたしているところでもあります」な

どと答弁している。結局、あまり明確な答えが出されることはなく、法案は法務委員会を通過し、その日のうちに衆議院本会議に緊急上程されて可決され、参議院に送られた。

参議院側では、5月28日に法務委員会で法案の趣旨説明が行われたが、ここでも事前の相談もなく、会期末になって議員立法で突然こうした法案が提出されたことに苦情めいた質問が出された。答弁で押谷は、「改正商法自体が延期されるという見込みが外れたため」と見通しが甘かったことを認めたとうえで、「その筋のOK」、すなわちGHQ側の了解が得られたのがぎりぎりのタイミングだったためと説明している²²⁾。さらに、5月31日の審議の中で、当時、参議院議員をしていた羽仁五郎は、新聞社に株式の譲渡制限を認めるというような特権を付与するにあたっては、一般の株式会社とは異なる公器性がなければならないと指摘した上で、現在の新聞社においては、「経営」が「編集」を支配しており、公器とは言いがたいのではないかと次のように指摘している。

新聞が本当に言論の自由を発揮し、新聞の公器としての性質を発揮するためには新聞においても編集権というものと、それから経営権というものと、それからその読者というものと、この三つの要因がバランスをとらなければ新聞がそういう意味において言論の自由の指令を発揮し、公器というふうに言うことはできない、若しこの新聞において編集権なり読者なりの発言というものが全然認められないとするならば、これは他の株式会社なり、有限会社と全く同じ性質のものでありまして、これを特に取扱を異にして、この株式譲渡の制限乃至禁止をお認めになるということは条理が立たないというように考えられるのであります²³⁾。

つまり、新聞の公器性が担保されていないような状況では、新聞経営者が、資本による牽制も受けずに、編集を支配できる体制は疑問というわけである。これに対して、押谷は、新聞社では実質的に編集側の権限は尊重され、問題はないと答弁している。

主なる日刊新聞の実例であります、大体編集と資本、大株主、重役というものとの間においては切離して考えられておるようであります。併し今日の大新聞の社長その他の重役は編集から出て行った人がその衝に当たっておられるのであつて、編集の権限は非常に尊重されており、新聞経営は行われておると御承知を願いたいと思います²⁴⁾。

結局、特例法は法務委員会で賛成多数で可決され、6月2日に参議院本会議に上程された。この場でも羽仁は、「新聞の自由」という点においては、「経営者と、新聞記者と、読者と、この三者の権利と責任との対等の正しい関係の確保の上に保障」されていなければならないが、こうした状態がないまま、新聞社の経営者に特権的地位を与えることは危険だと主張した²⁵⁾。しかし、反対討論を行ったのは羽仁のみで、法案は賛成多数で可決・成立し、7月1日から施行されることが確定した。

特例法の成立を受けて、日本新聞協会では6月18日、衆議院法制局第二部長の福原忠男ら招き、特例法に関する研究会を行った。このなかで福原は、「はじめは新聞事業に関しては商法第二百四条を全面排除するような内容の特例法を考えていた。ところが総司令部と折衝の結果、それでは緩和がひどすぎるといっているのでこのような法律になった。この法律は

新聞の公器性を特に強調し、新聞社の沿革、実績を尊重してできている点に特殊性がある」²⁶⁾と述べ、GHQ側との折衝のなかで、改正商法204条そのものの排除については認められなかったことを公にしている。GHQ側としては、こうした原則に反する規定を制定することには反対したが、占領末期でGHQの影響力が低下していたこともあり、新聞経営者とその背後にいた国会議員に押し切られたものと考えられる。こうした経緯について、当時、法制審議会商法部会の委員を務めていた鈴木竹雄は次のように述懐している。

新聞社自身が改正法のできる段階にはほとんど発言をしないでおりながら、いよいよ施行という段階になって非常にあわてて、これでは困るということで、例の「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律」というものをゴリ押しに実現したというふうな状態で、公布、または施行される段階まではほとんど議論らしい議論をしていなかったというのが、もっとも当時の風潮を表すものじゃないかと私は思うのです²⁷⁾。

要するに商法改正の検討の段階で新聞社は特に発言もしなかったにもかかわらず、施行寸前の段階になって、「政治力」を利用して特例法を作ったというわけである。特例法は1951年7月、改正商法と同時に施行され、新聞の経営者は、当面は株式を外部の勢力に買収されるという心配をすることなく新聞経営に当たることができることになった。譲渡制限に例外を設けた特例法が制定されたのは新聞業界のみだった。

6. おわりに

商法の株式譲渡制限禁止の規定については、規模が小さく株主数も少ない会社にとって是不都合な点が多いとされたことから、その後、1966年の商法改正で定款による譲渡制限ができるようになった。しかし、新聞社の株式譲渡制限特例法については、基本的に現在まで有効となっている。参考までに、現在の新聞社の定款についてみると、朝日新聞社が「本会社の株式は本会社の事業に関係あるもので、取締役会の承認したものに限りこれを所有することができる」と特例法を踏襲した条項を盛り込んでいるのをはじめ、日本経済新聞社も「株式の譲渡については、取締役会の承認を要するとともに、株式の譲受人は本会社の事業に関係のある者に限る」と同様の条項を盛り込んでいる。また、毎日新聞社も「当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない」としているほか、西日本新聞社や神戸新聞社、茨城新聞社でも同様の規定を置いており、新聞業界では軒並み特例法を利用して譲渡制限を定款に盛り込んできたことが推測できる²⁸⁾。

ただ、こうした特例が認められるにあたっては、参議院の質疑の中で、羽仁五郎が指摘したように、新聞の経営側が編集への関与を抑制し、編集側の自主権が尊重されることが条件になるのではないかという見方もできる。しかし、一方で新聞の編集を統制する原理としては、1948年の編集権声明があり、この趣旨とは一致することはない。占領期において、GHQ側は株式の譲渡制限に強く反対したが、これは新聞業界も含め、産業の支配力がある一定の勢力に固定させたくないという背景があった。編集権声明や株式譲渡制限特例

法は、明らかにこれとは反対の方向性を持っており、「資本—経営—編集」の関係をより強く結びつけ、固定化する目的を持っている。戦後の新聞、あるいはさらに広げて日本のマスメディア全般において、その後、こうした原理に抗し、より編集側に自主性を持たせる何らかの別な原理が形成されたかは自明のことではない。いずれにしても、1948年の編集権声明に加えて、1951年の株式譲渡制限特例法が戦後の日本の新聞社の「資本」「経営」「編集」の枠組みに影響をもたらしてきたことは否定できないことであり、マスメディア全般を分析する上でも、こうした枠組みを念頭に置くことは不可欠であると考えられる。

註

- 1) 村上聖一『1948年編集権声明』成立の背景『情報化社会・メディア研究』第2巻(2005年)75-84
- 2) 正式名称は「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律」(昭和26年6月8日・法律212号)。以下、株式譲渡制限特例法、あるいは単に特例法などとする。
- 3) 小野秀雄『新聞の歴史』(東京堂、1961年)93
- 4) 有山輝雄「戦後新聞における資本・経営・編集(三)」『成城文芸』164(1998年)58-71
- 5) 宮居康太郎『日本新聞会の解説』(情報新聞社、1942年)51
- 6) 読売新聞のように、社内株制度の導入を契機に従来の株主が広く流通していた株式を買い取ることで、かえって資本と経営の関係が強化されるケースもあった。今西光男『「正力厚生会」と読売新聞(中)」『朝日総研リポート』188号(2006年)55-76
- 7) 中東正文『商法改正[昭和25年・26年]GHQ/SCAP文書』(信山社、2003年)解21-22
- 8) 国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ資料LS-10304 Memorandum for Record, Steiner Legislation and Justice Division, Revision of the Commercial Code, 1949年6月27日。以下、国立国会図書館憲政資料室所蔵GHQ資料からの引用に際しては、マイクロフィッシュのシート番号、文書名、日付を記す。
- 9) 前掲『商法改正[昭和25年・26年]GHQ/SCAP文書』解34-35
- 10) 近藤貢「会社法改正案と新聞株式の譲渡制限(1)英国新聞界の実例」『新聞協会報』(1950年2月9日、598号)2
- 11) 佐野眞一『巨怪伝』上(文春文庫)(文芸春秋、2000年)535-536
- 12) 村山家側と経営側の対立については、有山輝雄「戦後新聞における資本・経営・編集(三)」『成城文芸』164(1998年)57-81、同「戦後新聞における資本・経営・編集(四)」『成城文芸』165(1999年)1-16に詳しい。
- 13) 鈴木武雄・竹内昭夫『商法とともに歩む』(商事法務、1977年)186-188
- 14) 衆議院法務委員会会議録1951年5月21日 押谷富三議員による経過説明
- 15) 前掲『商法改正[昭和25年・26年]GHQ/SCAP文書』解149
- 16) ESS(E)-06792 ESS, Bill to Extend the Effective Date of the Law 167 of 1950 from 1 July 1951 to 1 December 1951, 1951年3月31日 ESS(E)-14010にも同じ文書
- 17) ESS(E)-14010 ESS, Amendment to bill for Partial Amendment to Commercial Code 1951年3月31日
- 18) 衆議院法務委員会会議録1951年5月17日
- 19) 英訳はLS-11895 Bill concerning Restriction, etc, of Transfer of Shares of Kabushiki-Kaisha and Yugen-Kaisha whose object is to issue Daily Newspapers(Proposed by OSHITANI Tomizo) 1951年5月21日に記載。
- 20) LS-11895 LS, Bill concerning Restriction, etc, of Transfer of Shares of Kabushiki-Kaisha and Yugen-Kaisha whose object is to issue Daily Newspapers 1951年5月26日
- 21) 衆議院法務委員会会議録1951年5月26日 梨木作次郎議員の質問
- 22) 参議院法務委員会会議録1951年5月28日 押谷富三衆議院議員の答弁
- 23) 参議院法務委員会会議録1951年5月31日 羽仁五郎議員の質問
- 24) 参議院法務委員会会議録1951年5月31日 押谷富三衆議院議員の答弁
- 25) 参議院本会議会議録1951年6月2日 羽仁五郎議員の反対討論
- 26) 「問題点に明確な解釈 株式譲渡制限等の研究会」『新聞協会報』(1951年6月21日、738号)2
- 27) 前掲『商法とともに歩む』175-176
- 28) 定款についてはいずれも金融庁 EDINET で検索できたものを記載